

第 2 回

白河市・表郷村・大信村合併協議会

会議資料



日時 平成16年7月22日(木)午後1時30分

場所 白河市役所 正庁

第2回 白河市・表郷村・大信村合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村合併協議会 会長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第 9号 第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

報告第10号 新市の名称等に関する小委員会の協議経過について

報告第11号 議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について

(3) 協議事項

協議第11-2号 新市の名称について【継続協議】

協議第12-2号 新市の事務所の位置について【継続協議】

協議第14号 白河市・表郷村・大信村合併シンポジウム開催要領(案)について

協議第15号 財産の取扱いについて

協議第16号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて

協議第17号 慣行の取扱いについて

協議第18号 各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務/姉妹都市・友好都市関係)
について

協議第19号 各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務/広報・広聴関係)について

(4) その他

第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について

その他

4 閉 会

報告第9号

第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

別紙

第 1 回白河市・表郷村・大信村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成 16 年 6 月 1 8 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 3 時 4 2 分
場 所	大信村農村環境改善センター
出席者	出席者 (委員 3 0 名 顧問 2 名) 欠席者 (0 名)
報告第 1 号 ~ 7 号	<p>議事</p> <p>協議会規約第 9 条第 4 項の規定により会長 (白河市長) が議長となり議事進行を行った。</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>報告第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号を事務局から一括報告、審議。</p> <p style="text-align: center;">質問等なく原案通り全会一致で承認された。</p>
報告第 8 号	<p>報告第 8 号を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p style="text-align: center;">質問等なく原案通り全会一致で承認された。</p>
協議第 1 号 ~ 5 号	<p>(2) 協議事項</p> <p>協議第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号を事務局から一括報告、審議。</p> <p style="text-align: center;">質問等なく原案通り全会一致で承認された。</p>
協議第 6 号	<p>協議第 6 号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画 (案) について を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p>
質問 1	<p>質問 (大信村 橋本良示委員)</p> <p>合併協議スケジュール表の 8 月にシンポジウムの開催とあるが、時期、内容、場所は どのようなものか。</p>
意見 1	<p>回答 (木村事務局長)</p> <p>8 月の下旬を考えているが、場所、内容共に検討中である。内容等が固まってきたら早 めに協議会で示すようにする。</p> <p>意見 (大信村 橋本良示委員)</p> <p>多くの住民に参加してもらえる様、早めの計画をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">他に質問等なく原案通り全会一致で承認された。</p>
協議第 7 号	<p>協議第 7 号 新市建設計画策定方針 (案) について を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p>

<p>質問 2</p>	<p>質問（白河市 金内貴弘委員）</p> <p>54ページの3.計画の構成（4）合併市町村の財政計画について。</p> <p>4.計画の期間で、計画の期間は合併後おおむね10年間とある。財政的に10年間は合併特例債が効いているいわばボーナス期間、10年までと11年以降では財政的な背景が劇的に変わると思われるが、10年間をきちんと計画することで、11年以降もきちんとやっていけるということを、新市建設計画に具体的でなくてもよいので盛り込むことは可能か。</p> <p>回答（中島事務局次長）</p> <p>財政計画について、期間も含めてどのように載せるかという具体的な部分についてはこれから検討を進める。財政計画のみ長期間載せるよりは、計画そのものは10年を見据えた内容で整合性をはかりながら、長期的な財政見通しのベースとなる資料として整理を進めていきたい。</p>
<p>質問 3</p>	<p>質問（大信村 藤田清委員）</p> <p>2.策定上の留意事項（2）住民意識調査結果及び3市村で実施した住民説明会での意見等を踏まえ、住民意向を反映させた計画とする。また、56ページの策定スケジュールの6-7月に住民意見の反映とあるが、住民意見の反映はどのような形で行われるのか。</p> <p>回答（中島事務局次長）</p> <p>住民意見の反映は、骨格案の検討及び事業の抽出・調整のために、事務レベルでの作業項目として載せている。56ページ 住民意見の反映 主要事業調査表シートの提出の内容を検討し、それを踏まえて、骨格案の検討及び事業の抽出・調整を行うという意味である。</p> <p>再質問（大信村 藤田清委員）</p> <p>住民意見の反映とは、いままでの住民説明会、住民意識調査の意見等を、分科会、専門部会の中で決めていくという考え方でよいのか。</p> <p>回答（中島事務局次長）</p> <p>分科会、専門部会において、住民説明会、住民意識調査の意見等を踏まえ、住民意見を反映させるにはどのような計画案にするか検討を進めることになる。</p>
<p>質問 4</p>	<p>質問（表郷村 矢口秀章委員）</p> <p>54ページ2-（3）の「配慮」とはどのような意図があるのか。</p> <p>回答（中島事務局次長）</p> <p>新市の全体を見て均衡ある発展を念頭において策定する計画という意味と解釈願いたい。</p> <p style="text-align: center;">他に質問等なく原案通り全会一致で承認された。</p>

協議第 8 号	<p>協議第 8 号 合併協定項目（案）について を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p style="text-align: center;">原案通り全会一致で承認された。</p> <p>2 時 33 分休議 2 時 45 分再開</p>
協議第 9 号 意見 2	<p>協議第 9 号 合併の方式について【協定項目 1】 を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>意見（表郷村 穂積栄治委員） この項目は本日決定したほうが良い。</p> <p style="text-align: center;">原案通り全会一致で承認された。 合併の方式については、白河市、西白河郡表郷村、西白河郡大信村を廃し、その区域をもつて新しい市を設置する新設合併とすることとした。</p>
協議 第 1 0 号	<p>協議第 1 0 号 合併の期日について【協定項目 2】 を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p style="text-align: center;">原案通り全会一致で承認された。 合併の期日については、合併特例法による特例措置の適用期限内とし、その期日については、事務事業の調整状況等をみながら、再度協議するものとした。</p>
協議 第 1 1 号 第 1 2 号 質問 5	<p>協議第 1 1 号 新市の名称について【協定項目 3】 協議第 1 2 号 新市の事務所の位置について【協定項目 4】 を一括して事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>質問（表郷村 穂積栄治委員） 新市の名称について。69 ページの選定フローを見ると小委員会で決まってしまう印象をうけるが、公募にするか、住民アンケートにするかは小委員会では話し合えないのか。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長） 小委員会の協議については、あくまでも協議会で議論するための方針、調整について検討し、最終的にはそれらを基に協議会で決定する。</p> <p>再質問（表郷村 穂積栄治委員） 小委員会で方式を選択すればよいのか。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長） 小委員会で、例えば、協議会で決定する方針、公募による方針、住民アンケートによ</p>

<p>質問 6</p>	<p>る方針、いずれの選択も可能。案を小委員会の中で検討し、協議会で最終決定を行う方式となる。</p> <p>再質問（表郷村 穂積栄治委員）</p> <p>小委員会開催までに、検討資料等を渡してもらえれば、小委員会開催日までに地元である程度の検討をしていくことができるので、小委員会で有意義な話し合いができると思うがどうか。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長）</p> <p>本日協議会終了後、別室にてふたつの小委員会を開催する。一回の小委員会で調整が終了することは難しく、持ち帰り期間は必要と思われる。現段階で事務局側から提示出来る資料は全て提示しているが、今後、小委員会で必要な資料等がある場合、それらに沿って資料の収集等を行っていく。</p> <p>質問（大信村 藤田清委員）</p> <p>公共料金等は分科会、専門部会で調整し、小委員会で協議をしないのか。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長）</p> <p>住民負担の伴う料金、税金については事務レベルで調整中である。個別の小委員会を設けるのは可能だが、分科会、専門部会、幹事会、正副会長会を経た調整案について直接協議会での審議を予定している。</p> <p>再質問（大信村 藤田清委員）</p> <p>直接協議会に諮ることになるのか。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長）</p> <p>他の協議会の事例を見ても、直接協議会に諮っている事例が多く、本協議会もそのような方法での審議をお願いしたい。</p> <p>再質問（大信村 藤田清委員）</p> <p>それでは住民の声が反映された協議会になりにくいのではないかと。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長）</p> <p>協議会委員の皆さんが住民の代表であり、そのなかで協議することが住民の意向を反映することと考えている。</p>
<p>質問 7</p>	<p>質問（表郷村 深谷美佐子委員）</p> <p>小委員会の開催日時は小委員会の中で決定するのか。有給をとって協議会に来ているので仕事に影響の出ない（日中ではない）開催を希望する。</p> <p>回答（鈴木昌美調整班長）</p> <p>継続協議になった場合、第 2 回以降の小委員会の開催日時は、小委員会のなかで決定する。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。 新市の名称及び新市の事務所の位置については、「新市の名称等に関する小委員会」に付託し、調整を行うこととした。</p>

<p>協議 第13号 質問8</p>	<p>協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて【協定項目7】 を事務局から内容説明の後、質疑応答。 質問（表郷村 鈴木克彦委員） 85ページ（2）定数特例を適用 の「現行」とは合併前の人数ということか。 回答（鈴木昌美調整班長） ご質問のとおりであり、例えば、佐渡市については、合併関係市町村の現行議員数が 142名、合併後の法定定数が30名のところ、定数特例による法定定数の2倍まで を活用して60名の定数となっている見方である。</p>
<p>その他 その他</p>	<p>原案通り全会一致で承認された。 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、「議会の議員の定数等に関する小委員会」に付託し、調整を行うこととした。</p> <p>（3）その他 第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について 白河市・表郷村・大信村合併協議会の組織体制について を一括して事務局から内容説明の後、質疑応答。</p>
<p>その他 意見3</p>	<p>原案通り全会一致で承認された。 第2回協議会を7月22日午後1時30分より白河市役所正庁で開催することとした。</p> <p>意見（大信村 橋本良示委員） 合併協定項目の中で、16.公共的団体等の取扱い、17.各種団体への補助金・交付金の取 扱いについて、商工会の会員の立場から小委員会を設置して欲しい。 回答（成井会長） 設置するかどうかについては、今後、正副会長に一任してほしい。</p>
<p>意見4 質問9</p>	<p>表郷村 滝田副会長 8月開催予定のシンポジウムの在り方について、唯一、一般の方が聞ける内容でもある ので委員のみなさんの意見を聞きたい。パネラー等の人選の参考としたい。</p> <p>質問（表郷村 鈴木克彦委員） シンポジウムの予算はどのくらいなのか。 回答（成井会長） 予算書にあるとおり50万である。 成井会長 次回の協議会で意見を聞きたいと思うが、スケジュール的に時間がないため、正副会 長会議、幹事会に一任願いたい。</p>

	<p data-bbox="619 271 1114 304">他に意見や質問等なく、協議を終了した。</p> <p data-bbox="347 320 815 353">成井会長が議長の任を降りる旨を宣言。</p> <p data-bbox="820 369 930 403">議事終了</p>
--	---

報告第10号

新市の名称等に関する小委員会の協議経過について

新市の名称等に関する小委員会の協議経過について、別紙のとおり報告する。

別紙資料：当日配付

平成16年7月22日提出

新市の名称等に関する小委員会
委員長 横 井 孝 夫

報告第 1 1 号

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について、別紙のとおり報告する。

別紙資料：当日配付

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

議会の議員の定数等に関する小委員会
委員長 大 高 正 人

協議第 1 1 - 2 号 継続協議

新市の名称について【協定項目 3】

新市の名称の選定方針（案）について、別紙のとおり提案する。

別紙資料：当日配付

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第 1 2 - 2 号 継続協議

新市の事務所の位置について【協定項目 4】

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

- 1 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路 7 番地の 1（現白河市役所）とする。
- 2 既存の庁舎（現表郷村役場並びに大信村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	4	新市の事務所の位置
調整内容	<p>1 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路7番地の1（現白河市役所）とする。</p> <p>2 既存の庁舎（現表郷村役場並びに現大信村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。</p>	

基本的な考え方（新設合併の場合）

関係市村全ての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに事務所の位置を定めておく必要があり、具体的には、代表となる新市役所の位置を定めるものである。

3 市 村 の 現 況			
(H16.4.1 現在)			
市 村 名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
所 在 地	白河市字八幡小路7番地の1	表郷村大字金山字長者久保2番地	大信村大字増見字北田58番地
施設の規模	地下1階 地上5階 塔屋3階	地上3階	地上2階
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	9,970.45 m ²	22,065 m ²	3,166 m ²
延床面積	8,969.39 m ²	3,806.00 m ²	1,662.67 m ² 本庁舎 (594.0 m ²) 仮庁舎(大信村公民館) (1,068.67 m ²)
駐車台数	112台	133台	20台
竣工年	昭和47年	平成9年	昭和38年
執務職員数	259人	63人	71人

協議第14号

白河市・表郷村・大信村合併シンポジウム開催要領（案）について

白河市・表郷村・大信村合併シンポジウム開催要領（案）について、別紙のとおり提案する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

別紙

白河市・表郷村・大信村合併シンポジウム開催要領(案)

1 目 的

白河市・表郷村・大信村の3市村では、今後の地方自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、住民福祉の維持・向上を図りながら、将来にわたり財政基盤の強化と安定を目指すため、法定合併協議会を設置して合併協議を進めている。

市町村合併は、住民生活上も多大な影響を及ぼす重要な事項であることから、合併協議の状況を広く住民に周知し、合併に対する意識の高揚と理解を深める機会を提供することを目的とする。

2 主 催

白河市・表郷村・大信村合併協議会、白河市、表郷村、大信村

3 開催日時

平成16年9月4日(土)午後1時30分から午後4時30分

4 会 場

白河市文化センター(白河市字中田140)

5 参加対象者及び参加人員

白河市・表郷村・大信村に居住する方又は市町村合併に関心のある方、350名程度

6 内 容

(1) 開 会 【13:30】

(2) 会長あいさつ 【13:32】

(3) 基調講演 【13:35~14:35】

講師 小西砂千夫関西学院大学大学院経済学研究科/産業研究所教授

演題「合併を契機とした新しいまちづくり」

(4) 白河市・表郷村・大信村合併協議会の協議状況報告 【14:35~14:40】

休 憩 【14:40~14:50】

(5) パネルディスカッション 【14:50~16:30】

コーディネーター 小西砂千夫氏

パネリスト(5名) 白河市・表郷村・大信村合併協議会会長 1名

白河市・表郷村・大信村の住民代表 2名

合併先進地の首長等 1名

国、県、報道関係者等 1名

(6) 閉 会 【16:30】

プロフィール

小西砂千夫（こにしさちお）43歳



関西学院大学大学院経済学研究科 / 産業研究所教授
1960年大阪市生まれ、43歳

主な役職

自治省「市町村合併研究会」委員
総務省「市町村合併推進会議」委員
財務省「財政制度等審議会」専門委員
地方自治体における行政改革等の各種委員

主な著書

「地方財政改革論」日本経済新聞社 2002年
「市町村合併ノススメ」ぎょうせい 2000年
「市町村合併の決断」ぎょうせい 2003年
「合併協議会運営の知恵」日本加除出版 2004年

備考：小西氏は、総務省の「市町村合併推進会議」委員を務めるなど、市町村合併の研究における第一人者の方です。

協議第 15 号

財産の取扱いについて【協定項目 5】

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 大信村の所有する山林（大信村大字下小屋字樋ヶ沢 1 番地外 39 筆、866,736㎡）については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。
- 3 小田川財産区（白河市）、大屋財産区（大信村）の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成 16 年 7 月 22 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	5	財産の取扱い
調 整 方 針	1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	

	項 目	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		計	
		土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
財 産	行 政 財 産	2,109,451 m ²	205,622 m ²	328,632 m ²	44,075 m ²	271,348 m ²	36,548 m ²	2,709,431 m ²	286,245 m ²
	普 通 財 産	1,074,682 m ²	6,972 m ²	1,247,452 m ²		2,472,566 m ²		4,794,700 m ²	6,972 m ²
	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		2,593,671 千円	
	物 品 (車 両 等)	131 台		63 台		49 台		243 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		2,853,688 千円	
債 務	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		55,325,395 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		4,235,576 千円	

【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

(1) 公有財産調書

(平成15年3月末現在) (単位: m²)

項 目 (公有財産)		白 河 市				表 郷 村				大 信 村				
		土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			
			木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計	
行政 財 産	本 庁 舎	9,971		8,969	8,969	22,065		3,806	3,806	3,166	33	810	843	
	支 所・出 張 所 等	10,439	213	1,292	1,504									
	その他の行政機関	985,796	1,453	56,293	57,747									
	消 防 施 設	2,929	1,732	516	2,249	2,293	811	175	986	300	355	270	625	
	公 共 用 財 産	学 校	345,301	4,607	70,421	75,028	60,763		16,333	16,333	84,820	10	10,757	10,767
		公 営 住 宅	98,072	3,111	48,449	51,560	6,219	1,833	5,065	6,898	35,823	1,319	12,016	13,335
		公 園	330,694	1,567	174	1,741	2,013		274	274	92,433			
		その他の施設	8,589	1,721	5,103	6,824	197,949	5,733	10,045	15,778	54,806	2,846	8,132	10,978
		山 林	317,661											
		そ の 他					37,330							
	小 計	2,109,451	14,404	191,217	205,622	328,632	8,377	35,698	44,075	271,348	4,563	31,985	36,548	
普 通 財 産	宅 地	75,607	6,888	84	6,972	8,979				68,050				
	田 畑	35,236				11,440				2,369				
	山 林	904,928				1,186,882				1,917,281				
	そ の 他	58,911				40,151				484,866				
	小 計	1,074,682	6,888	84	6,972	1,247,452				2,472,566				
合 計		3,184,132	21,292	191,301	212,594	1,576,084	8,377	35,698	44,075	2,743,914	4,563	31,985	36,548	

【財産区有財産】

(単位: m²)

区 分	小田川財産区 (白河市)	大屋財産区 (大信村)	計
山 林	679,931.00	1,082,410.00	1,762,341.00
雑 種 地	145.98		145.98
合 計	680,076.98	1,082,410.00	1,762,486.98

(2) 有価証券及び出資による権利等調書

(単位:千円)

	有価証券及び出資の名称	平成15年度末現在額			
		白河市	表郷村	大信村	計
(株 券)					
1	東京電力株式会社	81			81
2	新甲子温泉開発株式会社	2,500	72	54	2,626
3	東北ガス株式会社	500			500
4	株式会社ラジオ福島	795	45	30	870
5	株式会社福島情報処理センター	300			300
6	赤面山総合開発株式会社	1,200			1,200
7	株式会社福島県食肉流通センター	2,440	300	180	2,920
8	西郷観光株式会社	1,000			1,000
9	株式会社楽市白河	5,000			5,000
(出 資)					
10	福島県厚生農業協同組合連合会	8,740			8,740
11	福島県信用保証協会	20,210	1,940	1,110	23,260
12	福島県農業信用基金協会	1,240	670	540	2,450
13	東北労働金庫	300			300
14	福島県土地改良事業団体連合会	2,150	1,000	620	3,770
15	社団法人福島県国土調査測量協会	100			100
16	社団法人福島県私学振興基金協会	540	90	90	720
17	福島県国民健康保険団体連合会	5,824			5,824
18	社団法人福島県林業協会	28	14	16	58
19	財団法人福島県総合社会福祉基金	5,218	405	98	5,721
20	福島県予防接種事業振興基金	253			253
21	社団法人福島県総合緑化センター	0	31	19	50
22	社団法人福島県畜産振興協会	450	350	300	1,100
23	白河地方水道用水供給企業団	1,227,806	701,617	351,069	2,280,492
24	西白河地方森林組合	188	86		274
25	白河地方土地開発公社	2,100	700	550	3,350
26	財団法人白河都市整備公社	40,000			40,000
27	白河市水道事業会計出資金	38,507			38,507
28	表郷村上水道第1次拡張事業出資金		127,300		127,300
29	大信村緑のオーナー会			23,700	23,700
(出 捐)					
30	財団法人福島県建設技術センター	242		38	280
31	財団法人福島県長寿社会推進機構	282			282
32	財団法人福島県青少年会館	96			96
33	財団法人福島県勤労者福祉施設協会	1,400	450		1,850
34	財団法人福島県文化振興基金	2,722		182	2,904
35	財団法人ふるさと情報センター	500			500
36	財団法人リバーフロント整備センター	1,000			1,000
37	財団法人暴力団根絶福島県民会議	1,692			1,692
38	財団法人福島県きのこ振興センター	2,400	450	600	3,450
39	財団法人福島県下水道公社	70	30		100
40	財団法人福島県社会福祉施設整備基金		213	243	456
41	財団法人雪センター			100	100
42	財団法人福島県産業振興センター		495		495
	合 計	1,377,874	836,258	379,539	2,593,671

(3) 公用車等調書

〔平成15年度末現在〕(単位:台)

項目(車両等)		白河市	表郷村	大信村	計
		台数	台数	台数	台数
乗用車	普通	43	19	20	82
	軽	17	9		26
貨物車	大型				
	普通	11		1	12
	軽	12	2	1	15
マイクロバス		2	2	1	5
大型バス			4	3	7
大型特殊車両					
消防ポンプ自動車		25	3	2	30
小型動力ポンプ積載車		20	5	17	42
軽(特殊)			18	1	19
消防指令車					
その他の車両		1	1	3	5
合計		131	63	49	243

(4) 基金等調書

(単位:千円)

	基金の名称		平成15年度末現在高			
			白河市	表郷村	大信村	計
1	土地開発基金		367,989	116,670	15,351	500,010
	内	土地	136,042			136,042
	訳	現金・預金	231,947	116,670	15,351	363,968
2	財政調整基金		413,243	422,000	254,182	1,089,425
3	減債基金		2,128	16,620	329	19,077
4	国際交流基金		126,635			126,635
5	地域振興基金		484	4,121		4,605
6	複合文化施設建設基金		20,035			20,035
7	愛の基金		164,900			164,900
8	小峰城城郭復元基金		1,657			1,657
9	ふるさと文化振興基金		41,787			41,787
10	歴史民俗資料館資料等取得基金		1,522			1,522
11	スポーツ振興基金		42,256			42,256
12	教育財産基金		770			770
13	損害賠償及び災害救助対策基金		3,000			3,000
14	高額療養費支払貸付基金		6,000			6,000
15	地域福祉基金			61,566	121,574	183,140
16	ふるさと基金			176,415		176,415
17	緑と文化のまち基金			63,774		63,774
18	中山間ふるさと水と土保全基金			6,879	6,799	13,678
19	繁殖和牛導入事業基金			3,000		3,000
20	役場庁舎建設基金				105	105
21	村史編さん基金				642	642
22	地域づくり推進事業基金				9,343	9,343
23	篤志教育振興基金				2,710	2,710
24	国民健康保険給付費支払準備基金	1		112,097	51,390	163,488
25	介護保険給付費支払準備基金	80,364		17,882	16,574	114,820
26	国民健康保険高額療養費資金貸付基金				2,000	2,000
27	国民健康保険診療所基金			9		9
28	小田川財産区基金		98,885			98,885
	合 計		1,371,656	1,001,033	480,999	2,853,688

(5) 地方債等調書

(単位:千円)

項 目 (債 務)	平成15年度末現在高				備 考
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	計	
一 般 会 計	23,059,863	4,717,030	3,923,060	31,699,953	
1 一般公共事業債	1,248,535	33,675	263,889	1,546,099	
2 一般単独事業債	9,164,611	2,060,468	1,271,677	12,496,756	
3 公営住宅建設事業債	921,396	184,571	250,189	1,356,156	
4 義務教育施設整備事業債	2,907,668	401,127	451,883	3,760,678	
5 辺地対策事業債	174,938		117,263	292,201	
7 災害復旧事業債	322,541	32,023	109,326	463,890	
8 一般廃棄物処理事業債	158,749			158,749	
9 厚生福祉施設整備事業債	607,209	16,356	116,779	740,344	
10 社会福祉施設整備事業債		32,900			
14 過疎対策事業債			20,733	20,733	
19 財源対策債	954,424	110,015	52,999	1,117,438	
20 減収補填債	138,200		264,880	403,080	S57,S61,H5～7,H9～14年度分
21 臨時財政特例債	244,163	1,225	24,736	270,124	
23 減税補填債	1,466,509	177,418	113,301	1,757,228	
24 臨時税収補填債	265,921	28,719	18,723	313,363	
25 臨時財政対策債	1,711,200	526,400	438,100	2,675,700	
26 調整債	108,741	13,574	28,464	150,779	S60～63年度分
27 県貸付金	1,413,738	324,933	58,100	1,796,771	
28 その他	1,251,320	773,626	322,018	2,346,964	
一般会計出資債	1,167,265	773,626	322,018	2,262,909	
その他	84,055			84,055	
特 別 会 計	18,887,068	2,632,861	2,105,513	23,625,442	
下水道事業債(農集排事業含む)	14,251,083	2,040,538	1,740,618	18,032,239	
上水道事業債	2,601,182	592,323		3,193,505	
簡易水道事業債	1,034,941		364,895	1,399,836	
工業用水道事業債	789,600			789,600	
地方卸売市場事業債	204,232			204,232	
宅地造成事業債	6,030			6,030	
地 方 債 計	41,946,931	7,349,891	6,028,573	55,325,395	
債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480	389,416	635,680	4,235,576	
合 計	45,157,411	7,739,307	6,664,253	59,560,971	

【参考資料】

財産区について

1 財産区制度

- (1) 財産区は、町村合併を円滑に推進するため、旧町村の財産に関する既得権をその範囲において温存することを目的として設置されるものである。
- (2) 財産区制度は、明治の町村合併の際、従来住民の用に供されてきた旧町村の財産または営造物について、これを新市町村に統合することなく、従来の慣行に従って旧町村に残し、その管理処分について独立した人格を認めたことに由来している。その後、町村合併促進法（昭和 28 年）、地方自治法の規定により、財産区の新設が認められることになった。

2 財産区の意義

- (1) 財産区の性格
財産区は、市町村の一部が財産（又は公の施設）を有しているもので、その財産の管理・処分について、特別地方公共団体として法人格を与えられている。
財産区の構成員は、好むと好まざるとに関わらず、区域内のすべての住民とし、新たに当該財産区に居住することとなった住民も構成員となる。なお、区域外に転居した住民を引き続き構成員とすることはできない。
- (2) 財産区の設置
新たに財産区の設置が認められるのは、市町村の廃置分合や境界変更による場合のみとなっている。
財産区設置の手続きは、合併前の市町村間で実施される「財産処分に関する協議」に基づいて、合併関係市町村の議会の議決を経て決定される。
- (3) 財産区の消滅
財産区は、市町村の一部が財産を有している場合のみに法人格を認められたものであるため、その財産又は公の施設を処分して所有権を喪失すれば財産区は消滅することとなる。
- (4) 財産区財産の処分
財産区は、所有する財産（又は公の施設）の管理及び処分の機能を有する公法人であり、所有財産から得た収益を住民に分配することはできない。

3 財産区の権能

- (1) 財産区の権能
財産区は単にその所有する財産又は設置する公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみその存在が認められているものであり、新たな財産を取得することはできない。
- (2) 管理
管理とは、維持を主体としたものであって、財産区の施設の整備または環境の改善等の事業もそれが管理行為の一部として認められる限りにおいて可能となる。
しかし、その財産等の管理、処分の範囲を逸脱する事務は行うことができず、町村工事の請負や起債・一時借入れの当事者となることもできない。

4 財産区の運営

- (1) 財産区の組織
原則として、財産区は固有の執行機関・議決機関を設けず、事務は財産区のある市町村の長及び議会が、財産区執行機関及び議決機関として処理することとなる。
ただし、必要がある場合には、財産区固有の機関としての財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会を設けることができる。

(2) 財産区の独立採算制

財産区の財産（又は公の施設）に関し、その維持管理に要する経費は財産区の負担とされ、財産区は、その自らの収益をもってすべてを賄うという独立採算制により運営される。

財産区自体は、課税権も起債権もないことから、財産区が負担すべき経費を財産等の収入によって賄うことができないときは、一般会計からの繰り入れも考えられるが、このような場合には、市町村の不均一課税（財産区住民に対する増税）又は起債等により措置することとなる。また、起債の償還財源を財産区が負担することとなる。

(3) 会計の機関

財産区の事務に関する現金又は物品の出納その他会計事務は、市町村の他の会計事務と同様に、市町村長の収支命令に基づき、収入役が行うこととなる。

(4) 予算

市町村は、財産区の収入及び支出については、会計を分別し、その収支を明確にする必要があり、財産区の適正な運営という観点からは特別会計とすることが適当とされている。

(5) 財産区の収入

財産区から生ずる収入は、財産区の運営に関する経費に充当することが原則だが、収益があり相当の余剰金を有することとなる場合は、市町村長は、財産区の議会（又は総会）又は財産区管理会の同意を得て、財産区から生ずる収入の全部又は一部を市町村の事務に要する経費の一部に充てることができる。

この場合市町村は知事の許可を受けて、財産区の住民に対して市町村民税の不均一課税（税の減額）又は使用料等の不均一徴収をすることができる。財産区の財産を区域内の公共事業等に使用する場合は、財産区が希望を付して市町村に繰り入れ、市町村の予算をとおして使うのが適当とされている。

5 財産区の機関

(1) 執行機関

財産区は固有の執行機関を持たないため、財産区所在市町村がその権限を行使するものであり、職員も財産区独自の職員ではなく当該市町村等の職員がその事務を行う。また、財産区の監査も当該市町村の監査委員が行うこととなる。

(2) 議決機関

財産区議会（又は総会）

県知事は、必要があると認められるとき、財産区所在市町村の議会の議決を経て当該市町村の条例を制定し、財産区の議会（又は総会）を設けて財産区に関し市町村議会の議決すべき事項を議決させることができる。

財産区議会の議員の定数、任期、選挙権被選挙権については条例で規定しなければならない。条例で定められるもの以外については、町村議会に関する規定が準用される。

なお、財産区の議会の議員と当該市町村の議会の議員、長、助役及び収入役との兼職はできない。

財産区管理会

財産区管理会は、財産区の議会（又は総会）を設けない場合に、市町村と財産区との密接な関係を維持しながら、財産区の運営について財産区の住民の意志を反映させるための審議機関として制度化されたものである。

財産区管理会は、単なる諮問機関ではなく、財産区の財産又は公の施設の一定の管理及び処分又は廃止について、あらかじめその同意を必要とするものであり、財産区管理会の同意が得られない限り、財産区の属する市町村等の議会の議決があっても、当該議決に基づく処理はできない。

財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。財産区に関しては、市町村の監査委員も監査権があることから、重複を避けるため、両者の間で密接な連携を保つ必要がある。

財産区管理会は、管理委員7名以内をもって組織され、その任期は4年であり、また、非常勤とされるので、市町村の議会の議員及び長との兼職も可能となっている。

【参考法令関係】

地方自治法（抜粋）

[財産区の意義及びその運営]

第294条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

3 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

[財産区の議会又は総会の設置及びその権限]

第295条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

[財産区の議会又は総会の組織]

第296条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第268条の定めるところによる。

3 財産区の議会又は総会に関しては、第2編中町村の議会に関する規定を準用する。

[財産区管理会の設置及び組織]

第296条の2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

2 財産区管理会は、財産区管理委員7人以内を以てこれを組織する。

3 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4年とする。

4 第295条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

[財産区管理会の機能]

第296条の3 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第1項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

2 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又はいちぶを財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

3 財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

[財産区管理会の運営等]

- 第296条の4 前2条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第296条の2第1項の但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。
- 2 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第296条の2第1項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

[財産区運営の基本原則等]

- 第296条の5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性を損なわないように努めなければならない。
- 2 財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であって、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これを行うことができない。
- 3 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。
- 4 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。
- 5 第3項後段の規定による不均一の課税又は徴収については、当該市町村又は特別区は、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

[財産区に係る関与及び裁定]

- 第296条の6 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。
- 2 財産区の事務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職種により、これを裁定することができる。
- 3 前項に規定するものを除く外、同項の裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

[政令への委任]

- 第297条 この法律に規定するものを除く外、財産区の規定に関しては、政令でこれを定める。

協議第 16 号

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【協定項目 6】

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。
- 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 地域自治区に特別職の区長を置く。
- 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 地域自治区に特別職の区長を置く。 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

1 基本的な考え方

本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の3市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。

地域自治区については、合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

2 地域自治区を採用する理由

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。

合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。

また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。

合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。

合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。

また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

3 地域自治区の設置

住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。

地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の内容

(1) 事務所（総合支所）

主な業務（所管区域内）

〔総合出先機能〕

- ・住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

〔地域自治振興機能〕

- ・地域協議会に関すること。
- ・農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

組織等

- ・事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

(2) 地域自治区の長

地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。

特別職として、市長が選任する。

(3) 地域協議会

住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。

合併前の表郷村及び大信村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。

合併前の表郷村及び大信村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べるができる。

構成員は、合併前の表郷村及び大信村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

【地域審議会、地域自治区及び合併特例区の比較】				
	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
1 設置の目的	合併を進める上での懸念や障害を除去し、合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映させる。	住民自治を充実するため、住民に身近な事務の処理について、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携を強化する。	同左 なお、合併後の一定期間、旧市町村のまとまりを維持したいものの、法人格を有することまでは望まない場合に対応した特例を規定している。	合併市町村の一体性を円滑に確立するため、合併後の一定期間（5年以内）規約で定める事務について、旧市町村の区域を基礎とする旧市町村に代わる法人格を持つ主体に処理を委ねる。
2 設置の根拠	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	条例に基づき設置。	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議による規約（以下「規約」という）に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。
3 設置できる団体	合併市町村	市町村	合併市町村	同左
4 設置できる期間	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	規定なし	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	合併の日より5年以内で規約で定める期間。（5年以内での期限の変更は規約の改正により可能であるが、5年を超える期限の変更は不可。）
5 設置できる範囲	合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、地域審議会が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	規定なし ただし、設置する場合には市町村内の全ての区域に設置する必要がある。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってはならない。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、合併特例区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。
6 法人格	-	なし	同左	あり（特別地方公共団体）

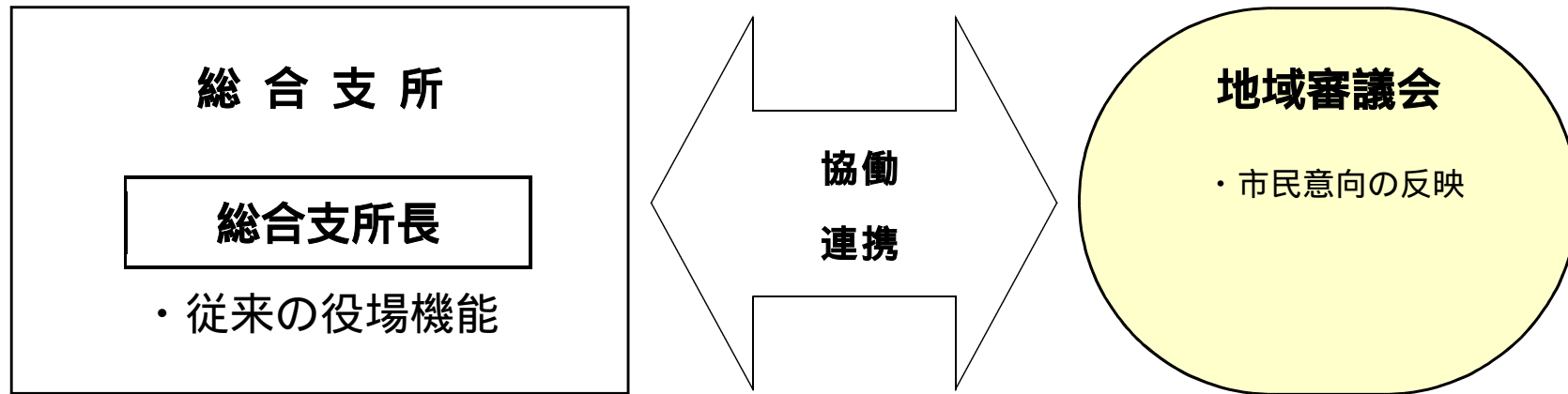
	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
7 設置時の都道府県の関与	なし	同左	同左	設置の際、知事の認可が必要（廃置分合処分と同時に認可）
8 区の権能	-	市町村長の権限に属する事務を分掌し、その地域の住民の意見を反映させ、かつ、地域の住民との連携の強化に配慮しながら、これを処理する。	同左	<p>合併特例区の区域を単位として処理することが効果的又は適当な事務のうち、規約で定める事務を処理する。</p> <p>ただし、次の要件に該当する事務は処理できない。</p> <p>法令により市町村に処理義務が課されている事務又は市町村にのみ処理権能が認められている事務。</p> <p>議会の議決や条例制定を要する事務。</p> <p>行政委員会の所掌事務。</p> <p>合併市町村の支所、出張所を兼ねることにより、規約で定める事務以外の事務を処理することが可能。この場合、合併特例区としてではなく、合併市町村の支所、出張所として事務処理をすることになる。</p>
9 長	-	事務所の長	事務所の長又は区長 (以下は区長について記載)	区長
(1) 選任の方法	-	事務吏員のうちから、市町村長が選任。	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。	市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 任期	-	規定なし	2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。(再任可能)	2年以内で規約で定める期間。(再任可能)

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(3) 身分	-	常勤一般職の公務員（有給）	常勤特別職の公務員（有給）	同左
(4) 基礎自治体の職	-	事務所の長	区長	なし ただし合併市町村の助役、支所長と兼務可能。
(5) 権限	-	上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併市町村の長及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任の事務を処理する。 上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併特例区を代表し事務を総理する。 合併特例区の職員を指揮監督する。 合併特例区規則を制定可能。 助役、支所長を兼務する場合には、その権限も併せて有する。
10 地域審議会・地域協議会・合併特例区協議会	名称「地域審議会」	名称「地域協議会」	同左	名称「合併特例区協議会」
(1) 構成員の選任方法	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任。	同左	合併特例区の区域内に住所を有する者で、合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める。	4年以内で条例で定める期間。	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。	2年以内で規約で定める期間。
(3) 構成員の身分	非常勤特別職の公務員	非常勤特別職の公務員（原則無報酬）	同左	同左
(4) 協議会の講成	合併関係市町村の協議で定める。	会長及び副会長を置く。	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(5)協議会の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市町村長の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。	<p>市町村が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関し、市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>市町村長その他の市町村の機関は、地域協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>	同左	<p>合併特例区の長の事務処理に際し、重要事項（予算、合併特例区規則の制定等）については、合併特例区協議会の同意を要する。</p> <p>合併特例区長の事務及び市町村が処理する当該合併特例区の区域に係る事務に関し、合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該合併特例区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関は、合併特例区協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>
11 職員	-	市町村の職員	同左	合併市町村の職員が合併特例区の職員を兼務（併任）
12 財務				
(1)予算	-	作成しない	同左	毎会計年度予算を作成しなければならない。
(2)地方債の発行	-	不可	同左	同左
(3)課税権	-	なし	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(4)決算	-	調製しない	同左	毎会計年度決算を調製しなければならない。
(5)財源措置	-	市町村の予算の範囲内	同左	合併市町村において、必要な額を措置。
(6)財産	-	所有不可 (財産は全て市町村の所有となる)	同左	合併特例区名での所有可能 財産の処分等を行う場合には、合併市町村の長の承認が必要。
13 公の施設	-	設置不可 (市町村が設置する)	同左	合併特例区の施設として設置可能
14 解散	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置の根拠条例の廃止により解散。	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置期間満了により解散。 解散後は合併特例区の権利義務を合併市町村がすべて承継する。
15 住居表示に関する特例	-	なし	地域自治区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)	合併特例区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)

地域審議会イメージ



機能

- ・同一地域内に「総合支所」と「地域審議会」を置き、連携させることで、市民と行政との協働による地域自治の活動主体となる。

合併特例法に基づく地域自治区イメージ

地域自治区

地域自治区の事務所
(総合支所)

事務所長又は区長

協働
連携

地域協議会

- ・ 市民意向の反映
- ・ 協働の要

機能

地域協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
市民と行政との協働による地域自治の活動主体
従来の役場機能

合併特例区イメージ

合併特例区

機能

合併特例区協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
市民と行政との協働による地域自治の活動主体
従来の役場機能のうち合併特例区の事務（非法令事務）

合併特例区の事務所

合併特例区の長（特別職）

（総合支所長兼務可）

協働
連携

合併特例区協議会

- ・ 市民意向の反映
- ・ 協働の要

総合支所

総合支所長

機能

従来の役場機能のうち各市村の事務（法令事務）

【合併協定項目との協議の関係】

地域自治組織等に関しては、その取り扱いの内容によって、特に以下の各協定項目との関係が出てくることについて留意する必要がある。

「13 組織及び機構の取扱い」における、総合支所等のあり方と人員配置上の関係

地域自治組織は、(地域審議会を除き)住民との協働のもと、事務事業を執行するため(総合)事務組織(一般的に、支所・出張所の中にその機能を設置)を持つ事ができる。支所・出張所の長に配置できるのは、地方自治法の規定により一般職の事務吏員とされている。しかしながら、市町村合併のような組織・機構の大きな変化や、相当数の職員が配置される(総合)支所のような組織の長が一般職の事務吏員で妥当か、そうでないかを検討する余地があると考えられる。

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区には、特別職の配置ができるように配慮されており、合併特例区の場合には、支所の長を兼ねることも可能となっている。

「3 新市の名称」及び「18 町名・字名の取扱い」と住所表示上の関係

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区の名称には、旧市町村名を冠することとされており、これをもって住所表示とすることが関係法令に規定されている。(旧市町村名の冠し方は「区」「町」「村」「し」いずれも可能とされている。)

また、地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区については、設置期限が限られているが、合併時に設置された期限付きの地域自治組織から、永続設置が可能な一般制度の地域自治区に組織替えした場合も、その名称や住所表示を引き継ぐことができることになっている。

「4 新市の事務所の位置」,「25 新市建設計画」と、旧市村の振興策との関係

「新市の事務所の位置」の協議にあたっては、位置の決定とともに、事務所位置とならなかった旧市町村の振興策や住民との協働組織をどのように持つかなど広範な検討が求められる。また、地域自治組織の設置により、地域協議会や合併特例区協議会等による住民意見の施策への反映や協働の仕組みをとおして旧市町村の振興につなげる方策が可能となる。

一方、「新市建設計画」の策定において、地域自治組織を設置する場合と設置しない場合とで、地区計画や振興策の組み立てに差異が出ると考えられる。

先 進 事 例

【特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」の設置を協議している協議会】(平成16年7月12日現在)

群馬県沼田市・白沢村・利根村合併協議会 ~協議終了~

設置区域 沼田市を除く2村
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

地域自治区

- ・事務所の位置：旧村役場内
- ・名 所：旧村名
- ・所管区域：旧村の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：特別職

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 町振興局(旧村名の後に町振興局を付ける)
- ・事務所長：区長兼務

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

新潟県柏崎刈羽地域合併協議会(柏崎市、高柳町、西山町) ~協議終了~

設置区域 柏崎市を除く2町
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：設置なし

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌。
- ・名 称： 町事務所(旧町名の後に「事務所」を付ける。)
- ・事務所長：事務吏員を置く

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

岐阜県西濃圏域合併協議会（大垣市、他9町） ～協議中～

設置区域 大垣市を除く9町
設置期間 合併の日から平成22年3月31日まで（合併後5年程度）

地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く。
- ・区 長：設置なし

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 地域事務所（旧町名の後に「事務所」を付ける）
- ・事務所長：事務吏員を置く

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：4年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

南相馬合併協議会（原町市、小高町、鹿島町、飯館村） ～協議中～

設置区域 旧4市町村単位毎
設置期間 未設定

自治区

- ・事務所の位置：旧市町村役場内
- ・名 所：原町区、小高区、鹿島区、飯館区
- ・所管区域：旧市町村の区域
- ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く。
- ・区 長：特別職（任期は2年、10年を目安に見直しをする。）

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称：原町区役所、飯館区役所、小高区役所、鹿島区役所
- ・事務所長：区長兼務

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等。

協議第 17 号

慣行の取扱いについて【協定項目 19】

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。
- 2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。
- 3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター、シンボルマークについては、新市において検討する。

平成 16 年 7 月 22 日提出




白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	19	慣行の取扱い
調整方針	<p>1. 市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。</p> <p>2. 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。</p> <p>3. 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター、シンボルマークについては、新市において検討する。</p>	

【基本的な考え方】

- 市町村章、市町村の花・木・鳥・歌等
新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。
- 市町村の憲章、宣言
新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。

項目	現 況			調整内容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
市町村章	<p>市章（昭和31年10月制定）</p>  <p>〔説明〕 白河城主であり天下の名宰相であった、松平樂翁公の梅鉢の紋所を外郭線とし中心に「白」を丸く浮かして白河を意味し、ふくよかで温雅に表したものである。</p>	<p>村章（昭和47年4月制定）</p>  <p>〔説明〕 表郷村の「オモテ」を図案化したもので、地域の「円満」なる和と、その「飛躍」を表したものである。</p>	<p>村章（昭和38年9月制定）</p>  <p>〔説明〕 村人の融和と発展を円により力強く表現し、それらを支える行政が常に安定し建設的であるように不動の山で象徴している。また、進歩、堅実、正義を三角各々の先端に配している。</p>	<p>・市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。</p>

項 目	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
市町村民憲章	<p>市民憲章 (平成元年10月2日制定)</p> <p>【内容】 みちのくの表玄関白河市は、歌枕で名高い白河の関や、四民共楽の場としてつくられた日本最古の南湖公園を有し、那須甲子連邦を望み、阿武隈川の源を発する歴史と自然に恵まれた文化のまちです。 私たちは、この歴史と自然を誇りとして、個性を尊重し、世界の人々と手をつなぐ、人情豊かな、健康で、活力あるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきしたまち ・のびのびしたまち ・ふれあいのあるまち ・さわやかなまち ・はばたくまち ・わたしたちのまち白河 	<p>村民憲章 (昭和54年4月1日制定)</p> <p>【内容】 美しい自然に恵まれた表郷村を、さらに美しく住みよい村にし、後世に引き継ぐことは私たちのつとめです。 このため、村民として、望ましい生活のあり方を明らかにし、村を良くするための誓いとして、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、恵まれた自然を愛し、きれいな村をつくりましょう。 一、心と体をきたえ、明るい村をつくりましょう。 一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。 一、教養を高め、文化の村をつくりましょう。 一、楽しく働き、豊かな村をつくりましょう。 	<p>村民憲章 (昭和60年4月10日制定)</p> <p>【内容】 わたしたちは、大信村民として自覚と誇りをもって郷土の限りない発展を願い、ここに大信村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、豊かな自然や緑を育み、うるおいのある村をつくりましょう。 一、伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化の香り高い村をつくりましょう。 一、よく働き、豊かな暮らしの活力ある村をつくりましょう。 一、心と体を鍛え、健康で明るい村をつくりましょう。 一、手をつなぎ、澄む喜びと安らぎのある村をつくりましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・たがいに信じあい 助け合いあたたかい心のつながりもちましよう。 ・めぐまれた自然を愛し太陽と緑の美しいまちをつくりましよう。 ・健康なからだをつくり楽しくはたらきゆたかな暮らしをきずきましよう。 ・教養をたかめふるさとのゆかしさを生かしかおり高い文化の花をさかせましよう。 ・よろこびと希望にみちた家庭をつくり若い力をそだてましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章は、新市において検討する。

項 目	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
市町村の花・木・鳥	花 ウ メ 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年10月1日制定)	花 福寿草 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年4月1日制定)	花 ヤマユリ 木 ス ギ 鳥 キ ジ (昭和55年4月1日制定)	・市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。
市町村宣言等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全都市宣言 (昭和36年12月19日) 2. 明るい選挙都市宣言 (昭和40年3月4日) 3. シートベルト着用推進都市宣言 (昭和59年7月5日) 4. 核兵器廃絶平和都市宣言 (平成2年6月25日) 5. ゆとり都市宣言 (平成2年6月25日) 6. 暴力根絶都市宣言 (平成2年10月2日) 7. 米輸入自由化反対都市宣言 (平成2年10月2日) 8. スポーツ都市宣言 (平成4年10月10日) 9. 地球環境保全都市宣言 (平成5年9月22日) 10. けん銃追放都市宣言 (平成8年3月21日) 11. お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 (平成8年9月26日) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日) 2. 敬老自治体宣言 (平成8年6月27日) 3. けん銃追放に関する決議 (平成8年3月25日) 4. 地方分権の推進に関する決議 (平成8年3月25日) 5. 第50回国民体育大会開催に関する決議 (平成2年12月22日) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ノーマンデー運動宣言 (昭和60年4月1日) 2. ガン追放宣言 (昭和60年7月1日) 3. 暴力の根絶の村宣言 (平成2年9月28日) 4. 北方領土返還促進に関する決議 (平成5年3月16日) 5. 生涯学習推進の村宣言 (平成7年8月20日) 6. けん銃追放の村宣言 (平成8年3月8日) 7. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月26日) 8. 非核・平和自治体宣言 (平成11年6月16日) 	・市の宣言等は、新市において検討する。
市町村民歌	白河市民歌 (昭和31年4月1日制定)	表郷村民の歌 (平成5年7月1日制定)	(制定なし)	・市の歌については、新市において検討する。

項 目	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
市町村シンボルキャラクター・シンボルマーク	<p>(シンボルキャラクター)</p>  <p>愛称「ハッキー」 (平成12年4月28日制定)</p> <p>【図柄】 市を代表する産品「白河だるま」を素材として頭部に市の花ウメを配し、腹部の緑は市の木アカマツと豊かな自然を、羽は市の鳥ホオジロとさらなる飛躍を意味する。 平成11年市制施行50周年を記念し、次代を担う小学生を対象に白河商工会議所青年部が実施した図案懸賞募集にかかる最優秀作品で、同青年部より寄贈を受けたもの。 柳下博信氏図案</p> <p>【愛称】 だるまの七転び八起きの八起きを転じて「ハッキー」とし、常に起き上がり、たゆまぬ発展の願いが込められている。 市民を対象にした愛称の懸賞募集にかかる最優秀作品である。 突元岳子氏作</p>	(制定なし)	<p>(シンボルマーク)</p>  <p>(平成9年4月25日制定)</p> <p>【図柄】 大信村の「大」をモチーフに、楕円は世界を、青い丸は大信村の清流等と歴史を、緑の丸は豊かな大地と文化を表す。そして人の文字で、村民の調和と活力、そして未来に向けて大信村が限りなく発展していくことをイメージしている。</p>	<p>・シンボルキャラクター、シンボルマークは、新市において検討する。</p>

【先進事例】

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新市において新たに定めるものとする。
- 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
- 3 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- 4 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

- 1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市の踊りについては現行のとおりとする。
- 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- 3 都市間交流については、新市において継続する。
- 4 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会（栃木県）

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。

宇和島・吉田町・三間町、津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 市章については新市発足までに選定し、新市において告示する。
- 2 市民憲章については、新市において検討する。
- 3 市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。

新潟市・黒崎町合併協議会（編入・新潟県）

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区の憲章として継承していく。
- 2 「市の花」「市の木」は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町の木については、黒崎地区の推奨の木として伝承していく。

姫路地域合併協議会（編入・兵庫県）

- 1 各町の町章は、それぞれの地区のシンボルとして継承していく。
- 2 各町の花、木は、それぞれの地区の推奨の花、木として伝承していく。
- 3 各町の歌は、それぞれの地区において伝承していく。

【県内合併協議会の協議内容】

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

- 1 町章、町民憲章、町の花、木、鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において現行制度の調整を図りながら検討するものとする。

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 市章は、須賀川市の市章を用いるものとする。
- 2 市民憲章は、須賀川市の市民憲章を用いるものとする。ただし、長沼町の町民憲章については、合併後、活用方法等を検討する。
- 3 市の花・木・鳥等については、須賀川市の花・木・鳥等を用いるものとする。ただし、長沼町の花・木・鳥等については、合併後、活用方法等を検討する。
- 4 各種宣言については、須賀川市の宣言を継続する。ただし、長沼町の宣言については、合併後、取り扱い等を検討する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

伊達7町村合併協議会

- 1 市民憲章については、新市において新たに制定するものとする。
- 2 市章については、新市において新たに制定するものとする。
- 3 市の花、市の木、市の鳥、キャッチフレーズ、市民の歌、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- 4 表彰、名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

協議第18号

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／姉妹都市・友好都市関係）について【協定項目24 - (1) - ア】

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／姉妹都市・友好都市関係）について、次のとおり提案する。

- 1 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - ア	姉妹都市・友好都市関係
調整方針	1 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。	

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
都市交流に関する こと	・三重県桑名市（H10.11.9） ・埼玉県行田市（H10.11.9） （経緯） 文政6年（1823年）に白河藩主が桑名藩主へ桑名藩主が忍藩主（行田市）へ忍藩主が白河藩主へという国替えが行われた。 この歴史的縁により教育、文化、経済各般にわたり交流が図られている。	（該当なし）	埼玉県戸田市（H6.4.25） （経緯） 平成5年農林省の「都市と農村の交流事業」を契機として交流が始まり、平成6年に姉妹都市締結をした。 毎年、産業、教育文化等を中心に交流が図られている。	・現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
国際交流に関する こと	フランス共和国オーズ県 コンピエーニュ市 （S63.10.20） （経過） 1987年医薬品会社の白河工場の竣工に際し、本社の副社長から、フランス国内の主力工場がある同市との姉妹提携の提案があった。	（該当なし）	アメリカ合衆国ミネソタ州 アノーカ市 （H14.10.13） （経過） アノーカは文化、自然、教育環境の面で優れた町であるため、1998年から村の中学生のホームステイを派遣してきたが、交流の相互化を図るため姉妹都市提携を行った。	・現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ・海外派遣事業（中学生海外派遣含む。）については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。

先 進 事 例

篠山市(H11.4.1)
 姉妹都市の取扱い
 姉妹都市については、新市に引き継ぐ。

南アルプス市(H15.4.1)
 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い
 友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、
 現行のとおり新市に引き継ぐ。

東かがわ市(H15.4.1)
 姉妹都市等の取扱い
 姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

県内合併協議会の協議内容

伊達7町合併協議会
 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行どおり新市に
 引き継ぐものとする。

二本松・東北達地方合併協議会
 1 国際友好都市事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ
 ものとする。
 2 海外派遣事業については、新市においても国際視野を広げる
 観点から事業を実施することとする。実施内容については、
 新市において検討する。
 3 青年海外協力隊支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ
 ものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会
 友好都市は、中国洛陽市を継続する。北海道夕張郡長沼町は、
 地域間交流都市と位置づけ、引き続き相互交流を継続する。

田村5町村合併協議会
 新市として現行の姉妹都市関係を継続する。

南相馬合併協議会
 姉妹都市・友好提携など4市町村で実施している交流事業については、
 関係自治体との調整を踏まえ現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第19号

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／広報・広聴関係）について
【協定項目24 - (1) - ア】

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／広報・広聴関係）について、次のとおり提案する。

- 1 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時までに調整する。
- 2 ホームページについては、合併時に統合し開設する。
- 3 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。
- 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、合併後に管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(1)-ウ	広報・広聴関係
調整方針	1 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時まで調整する。 2 ホームページについては、合併時に統合し開設する。 3 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、合併後に管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。	

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
広報（広報紙発行）	広報紙名 1日号 「広報白河」 15日号 「広報白河お知らせ版」 発行 毎月1日、15日 サイズ A4版 ページ数 1日号 20ページ 15日号 4ページ 作成部数 1日号 17,100部 15日号 16,400部 単価（1部）1日号 76.125円 15日号 14.175円 広告料（1日号） 2～19ページ下1段 1ページ 24,000円 1/2ページ 12,000円 H16予算額 18,711千円 配布方法 ・自治会加入世帯は自治会（外務員）を通じ、また未加入世帯のうち集合住宅は希望により管理人や代表者に依頼し、その他は市役所1階ホール、地区行政センター、郵便局などに設置し持ち帰りにより配布。	広報紙名 「広報おもてごう」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均12ページ 作成部数 2,300部 単価（1部） 65.19円 H16予算額 1,660千円 配布方法 ・村内各家庭には、各行政区長に配布依頼。 ・行政区未加入者、官公庁、関係機関等へは郵送により配布。	広報紙名 「広報たいしん」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均20ページ 作成部数 1,800部 単価（1部） 58.33円 H16予算額 1,950千円 配布方法 ・発行日である10日が属する週の金曜日に、担当者が各行政区惣代宅へ各戸数分を届ける。 ・行政区未加入者、関係機関等へは郵送により配布。	・広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
広報（ホームページ）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市からのお知らせ、市概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについては、合併時に統合し開設する。
広聴（市町村長への手紙）	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への手紙 投函箱設置場所 市役所総合窓口、 市役所警備員室窓口、 中央公民館、 中央体育館、 文化センター、 各地区行政センター メールアドレスでも受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成の目安箱 投函箱設置場所 役場総合窓口、 村公民館、 村診療所、 	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。
広報（防災行政無線放送）ソフト面	無線局名 「ぼうさいしらかわこうほう」	無線局名 「ぼうさいおもてごうこうほう」	無線局名 「ぼうさいたいしんこうほう」	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線については、現行のとおりとし、合併後に管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。

先進事例

篠山市(H11.4.1)

広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は、合併時に調整するものとする。
- 2 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- 1 相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。

さいたま市(H13.5.1)

広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

- ア 広報紙等の発行事業については、合併時に統合し、引続き情報の提供に努めるものとする。
- イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

神流町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- 1 合併時において統一できるよう調整する。
- 2 広報については、万場町の制度で統一するよう調整する。
- 3 ふれあい情報システムについては、新しいシステムが構築されるまでは存続するものとする。

東かがわ市(H15.4.1)

広聴広報関係事業の取扱い

- 1 相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- 2 広報紙については、毎月発行とする。
- 3 その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

あさぎり町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- ・広報関係については、次のとおり取り扱うものとする。
- 1 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
- 2 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
- ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴取段は、新町において十分配慮する。

県内合併協議会の協議内容

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

広報広聴関係事業

- 1 新町において、毎月、広報誌及びお知らせ版を発行する。
なお、発行回数及び配布方法は、合併時までに調整する。
- 2 新町において、ホームページを開設する。
- 3 その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 広報活動については、月1回の全世帯への広報紙の配付、ホームページの充実等により、引き続き市民への情報提供に努めるものとする。
- 2 広聴活動については、市民との懇談会の開催や市民提案制度の継続等により、引き続き対話の市政の充実等に努めるものとする。

田村5町村合併協議会

- 1 新市において広報誌を発行する。
なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時までに調整する。
- 2 新市において、ホームページを開設する。
- 3 その他の広報広聴事業については、新市において調整する。

南相馬合併協議会

- 1 広報誌については、現行どおり各戸配布し、定刊号は毎月1日、お知らせ版は毎月15日発行とする。
- 2 市の情報発信に努めるため、合併時に新市のホームページを開設する。
- 3 新市発足においては、広く住民の意見を聞くための機会を持つことが特に重要であることから、地域懇談会等を出来るだけ多く開催する方向で、新市へ移行後速やかに調整する。

第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年8月10日(火) 午後1時30分	ホテル&コテージ白河関の里(表郷村)